

平成 24 年度ゆめいくワークサポート事業交付金募集要項

1 目的

山陰合同銀行、島根県及び本会が協働して実施している「ゆめいくワークサポート事業」で得た利用料収入を原資として、県内の障害者就労支援事業所等に対し交付金を交付することで、障害者の自立支援を促進することを目的とします。

※ゆめいくワークサポート事業とは

障がい者が作成した絵画を活用して障がい者の就労支援を推進する事業で、事業の実施については、島根県・社会福祉法人 島根県社会福祉協議会・株式会社 山陰合同銀行の三者が以下のとおり協働しています。

株式会社 山陰合同銀行は同行に勤務する知的障がい者が作成した絵画を島根県に無償で提供します。

島根県は、提供いただいた絵画を、障がい者の就労支援に賛同する企業にノベルティグッズ等として利用いただき、その利用料を障がい者の就労支援に活用します。

社会福祉法人 島根県社会福祉協議会は、絵画の利用に係る契約・利用料の收受・利用料の配分といった実務を島根県から受託して実施します。

なお、「ゆめいく」とは「夢を育む」と「You Make」を掛け合わせた造語であり、公募により決定しました。

2 交付対象事業者

交付金の交付対象事業者は、島根県内の次に掲げるものとします。

- (1) 障害者就労支援事業所
- (2) 島根県障がい者就労事業振興センター
- (3) 事業の実施主体として県社協会長が適当と認めた任意団体（2以上の事業所が参加する法人及び団体を含む。）

3 交付対象事業等

対 象 事 業	交付金の交付対象は、次に掲げる事業とし、ソフト事業を優先します。 (1) 就労支援事業所利用者の工賃向上に向けた「仕事」の開発又は「市場」の開拓に関する事業 (2) 企業等と連携した(1)に関する事業
事業実施期間	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
交付金の上限	1事業あたり150万円
補助率	10/10

4 申請手続き等

- (1) 申請書類入手先 「ゆめいくワークサポート事業ホームページ」 <http://you-make.jp/> からダウンロードしていただくか、島根県社会福祉協議会にご請求ください。
- (2) 申請書類提出先 最寄りの市町村社会福祉協議会
- (3) 提出書類 「様式第1号 交付金交付申請書」(別紙1・2含む) 及びその写、各1部(計2部)をご提出下さい。
- (4) 申請の受付期間 平成23年12月12日(月)～平成24年1月31日(火) ※必着
(郵送等での受付もいたしますが、必ず事前に提出先の市町村社会福祉協議会へご連絡ください。)

5 交付対象の選定

- (1) 「ゆめいくワークサポート事業交付金審査委員会」において、申請書類をもとに①必要性、②企画性、③効果性、④妥当性、⑤継続性・発展性の5審査項目について審議を行い、交付対象を選定します。(審査に先立ち、電話等で事業内容の確認をさせていただきます場合があります。)
- (2) 選定結果は平成23年3月に、すべての申請者に通知します。

6 その他

必ず、交付金交付要綱をご覧の上、応募して下さい。

7 申請のご相談等、ゆめいくワークサポート事業交付金に関する問い合わせ先

社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 (担当: 桧谷、吉岡)
〒690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根5階

TEL 0852-32-5972 FAX 0852-32-5982

「ゆめいくワークサポート事業ホームページ」URL <http://you-make.jp/>